

岐阜県公報

号外 (三) 平成二十年四月一日

目 次

規 則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (中小企業課)

岐阜県規則第三十七号
平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 筆

規 則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県規則第三十七号

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則 (昭和四十六年岐阜県規則第五十一号) の一部を次のように改正する。
第六条第一項後段を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けを決定する貸付金について適用し、同日前に貸付けの決定をした貸付金については、なお従前の例による。

平成二十年四月一日印刷
平成二十年四月一日発行

発行者

岐阜県
岐阜市薮田南二丁目一番一号

印刷者
印刷所
定価
一か年
四八、〇〇〇円(送料共)(消費税一二八六円を含む)
岐阜市三輪ぶりんとびあ十三
三輪ぶりんとびあ十三
一一
岐飯
阜文
芸社
寬尾